

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により高松広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・114号郷東香南線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課

3 縦覧期間

令和8年7月24日から同年8月7日まで